

## 自治会長・自治連合会長の連絡先の取扱いについて

市では、自治会との情報伝達を円滑に行うため、自治会長名簿を作成しています。

この名簿は、①市の事業についての案内や通知②市の事業への協力をお願い③市が発注する工事についての連絡や周知、災害対応等を行う場合に利用することにしてあります。

ただし、下記の場合においては、各機関や団体、事業者に対して、自治会長又は自治連合会長(以下「自治会長等」)の連絡先を提供することとしています。

### 1. 行政目的に利用されると認められる場合

- 1) 市関係（小中学校含む）
- 2) 国・府関係
- 3) その他
  - ・民生児童委員が活動に使用する場合
  - ・公共工事の施工業者が工事概要等を周知する場合
  - ・市議会議員、府議会議員が議員活動（政治活動を除く）に使用する場合
  - ・その他の関係機関が行政目的の理由から自治会長への連絡が必要な場合

### 2. 公益性の高い活動に利用されると認められる場合

※営利目的に利用されると認める場合には提供しておりません

- 1) 福祉関係団体
  - ・舞鶴市社会福祉協議会、舞鶴市身体障害者団体連合会、市内の社会福祉法人等が行事の案内等のために使用する場合
- 2) 事業者
  - ・電気・上水道・下水道・電話線・道路等工事の施工業者、携帯電話等の通信業者、電力会社、不動産業者、建設業者、流通業者が事業内容等を周知する場合
  - ・その他の事業者が公益上の理由から自治会に連絡することが必要な場合
- 3) 任意団体
  - 舞鶴自治連・区長連協議会、舞鶴東保護観察協会、舞鶴商工会議所、舞鶴青年会議所、防犯推進協議会、川と海を美しくする会、花まつり奉賛会等が、事業実施等を周知する場合

### 3. 転入者・転居者から自治会加入や自治会活動等についての問い合わせがあった場合

### 4. その他法令に基づく場合や人命に関わる場合

地域づくり支援課では、上記以外の場合については、自治会長等の連絡先を提供することはありません。

上記以外の団体や個人から自治会長の連絡先の問い合わせがあった場合には、必要に応じて、地域づくり支援課から自治会長等に連絡を取り、相手方に連絡先を教えることについての同意を得たうえで、連絡先を提供します。